

営業所写真

(A4)

営業所名称	本店		休憩施設 車庫	____年 ____月撮影	
建物の全景（看板、表札等を含む）			____年 ____月撮影		
外観部分と分かるように					←布団を敷いた写真
					◀ 事業用車両のナンバーが確認できる写真
					◀ 車庫が車体の幅50cm以上あるか確認できる写真
パソコンと机が営業所にあることが確認できる写真			事業所名のペイント		

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。
次ページの写真撮影要領を参照してください。

営業所写真

(A4)

営業所名称	本店	_____年 _____月撮影
<p style="text-align: center;">_____年 _____月撮影</p>   		<p>←後部座席（お客さん）から 事業所名、車体ナンバーが確 認できるもの ←認可表の2ページ目も掲示 ください。</p> <p>←車体の左側面の指定位置（手 引き参照）に事業所名、限定 （福祉）と書く ※民間救急も行う場合は限定 という文字を外して福祉にする</p> <p>車庫が出庫出来るこ とを証明する写真</p>

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。
次ページの写真撮影要領を参照してください。

営業所写真

(A4)

営業所名称	_____	事務所の入口及び内部 _____年 _____月撮影
建物の全景（看板、表札等を含む） _____年 _____月撮影		
		<p>手引きにて様式4号と書かれている事業所情報カードを作成して助手席前かタクシーメーター器の下に設置した写真</p>
		
<p>黄色地に赤文字で上記のように書かれているシールを買って、車両の右側後部に車内から見える位置に貼る</p>		

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。
次ページの写真撮影要領を参照してください。

- (9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

- 2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

（運賃及び料金）

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

- 2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

（運賃及び料金の収受）

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

（旅客に対する責任）

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

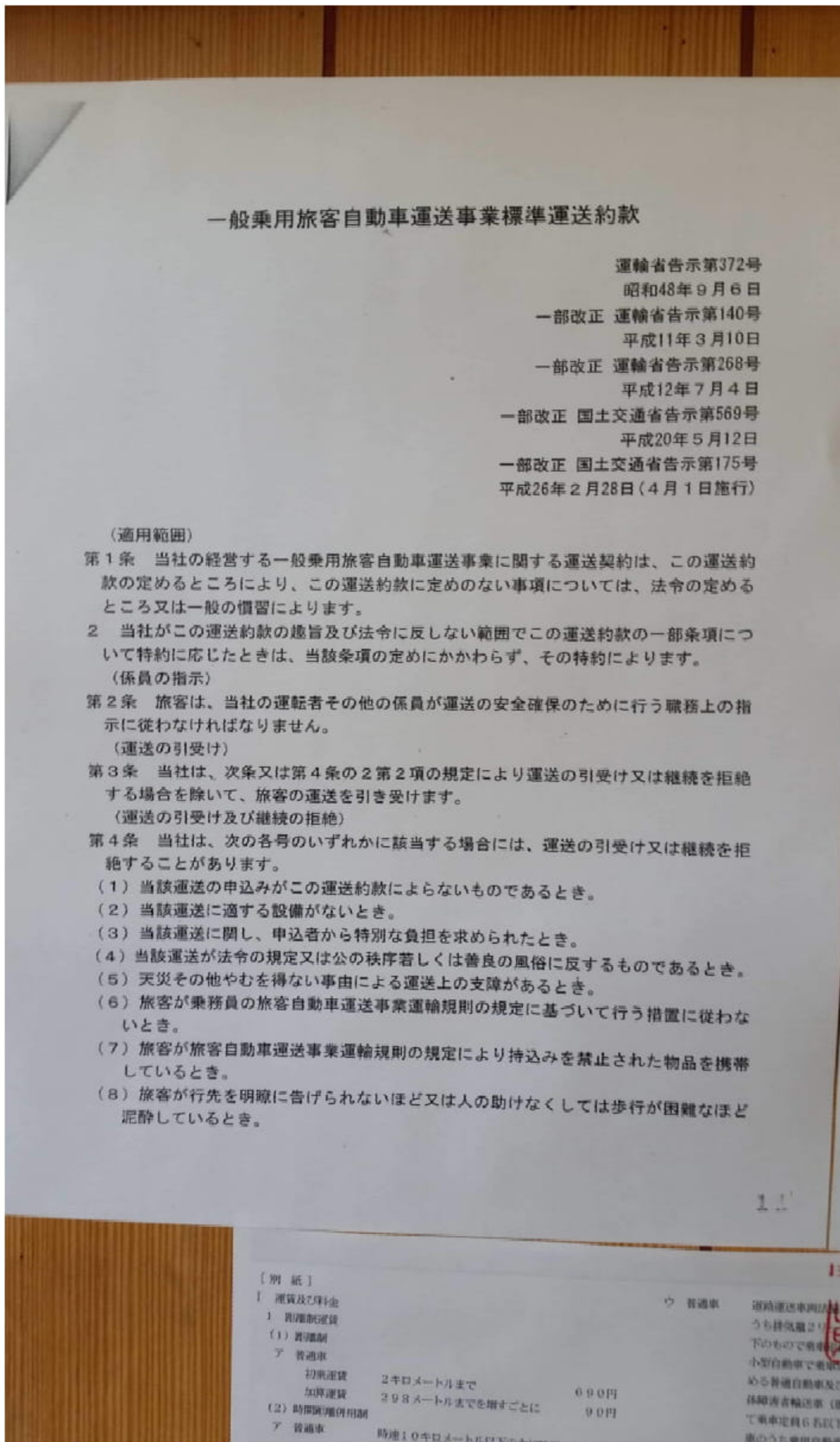
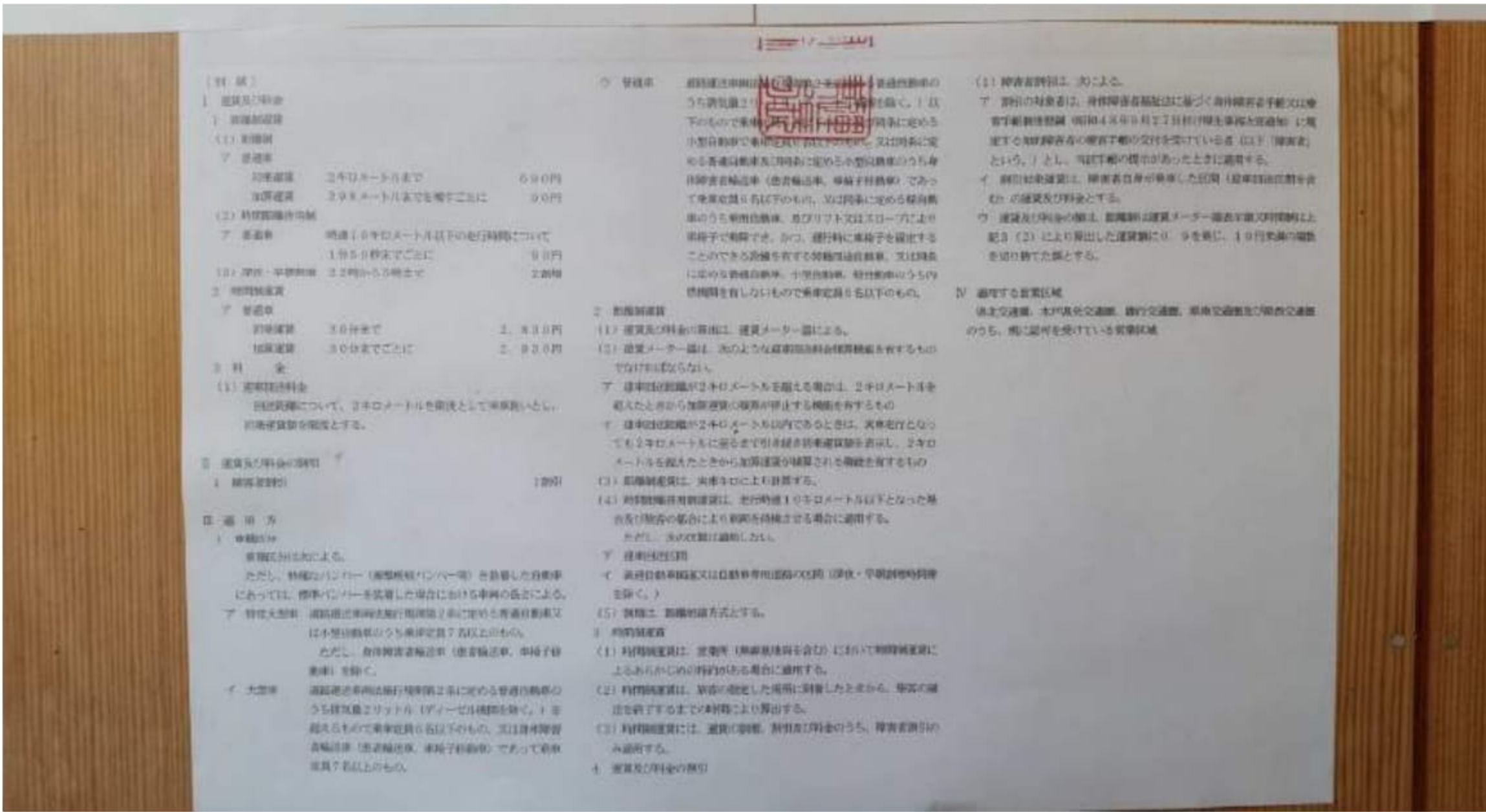
（旅客の責任）

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

（1）障害者割引は、次による。
ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」）

（1）障害者割引は、次による。
ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」）

認可証接写（内容が読めるくらいアップした写真）



運送約款（交付式にて配布される資料。内容が読めるくらい接写）